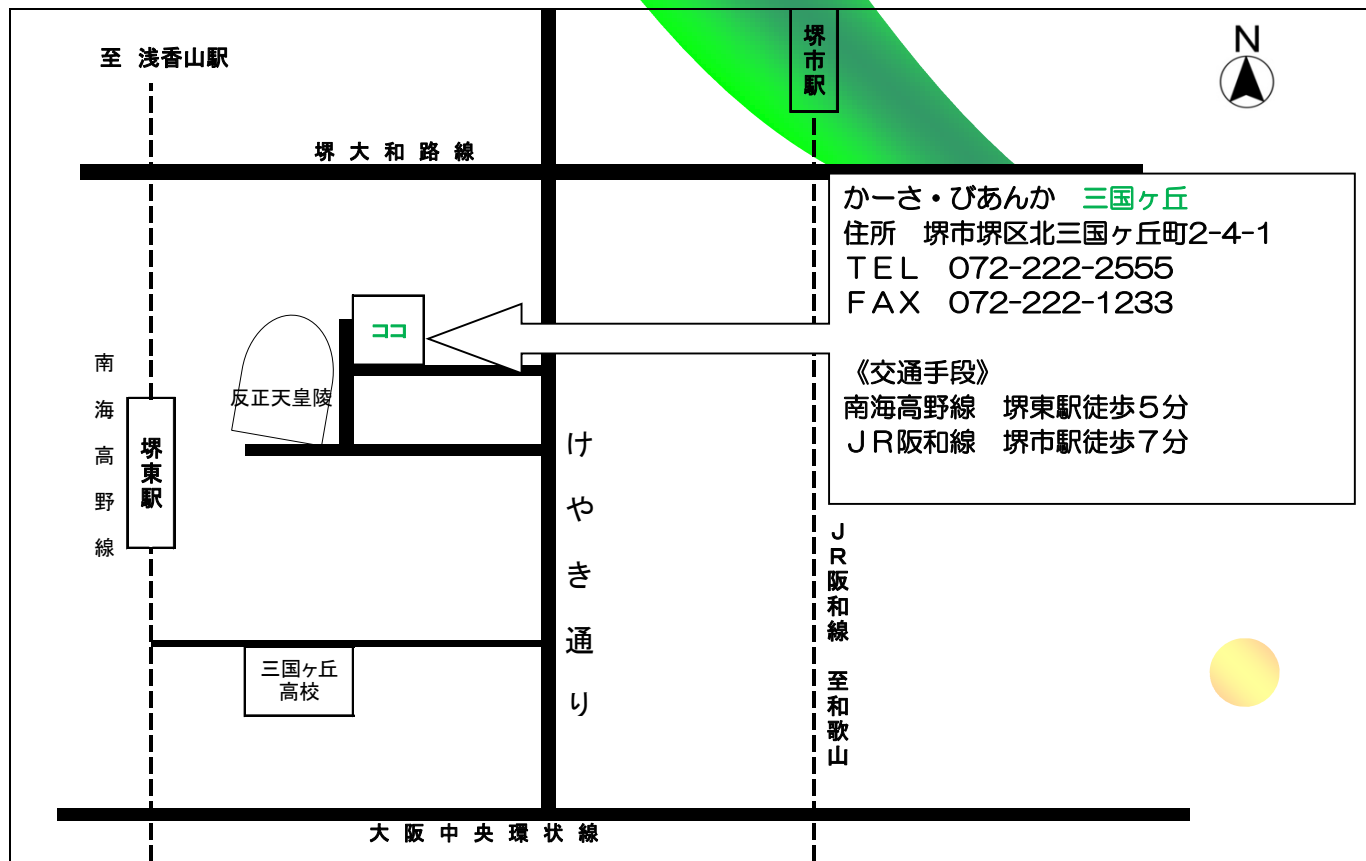


[基本理念]

「あたたかい家族」「地域社会の一員」
として、利用者一人ひとりが尊重され、
個性的で自由な生活が営まれるよう
支援する。

かーさ・びあなか三国ヶ丘ま



<http://www.asakayama-kinenkai.or.jp>

かーさ・びあなか 三国ヶ丘



社会福祉法人 浅香山記念会

《 ご 案 内 》

『カーさ・びあなか三国ヶ丘』は、浅香山病院に併設している『特別養護老人ホームカーさ・びあなか』を母体としたサテライト型特別養護老人ホームです。閑静な住宅街に建つ定員29名の小さな施設で、浅香山病院をはじめとする関連施設と協力・連携しながら、安全で利用者様の笑顔あふれる温かい施設を目指しています。

《サービス内容》

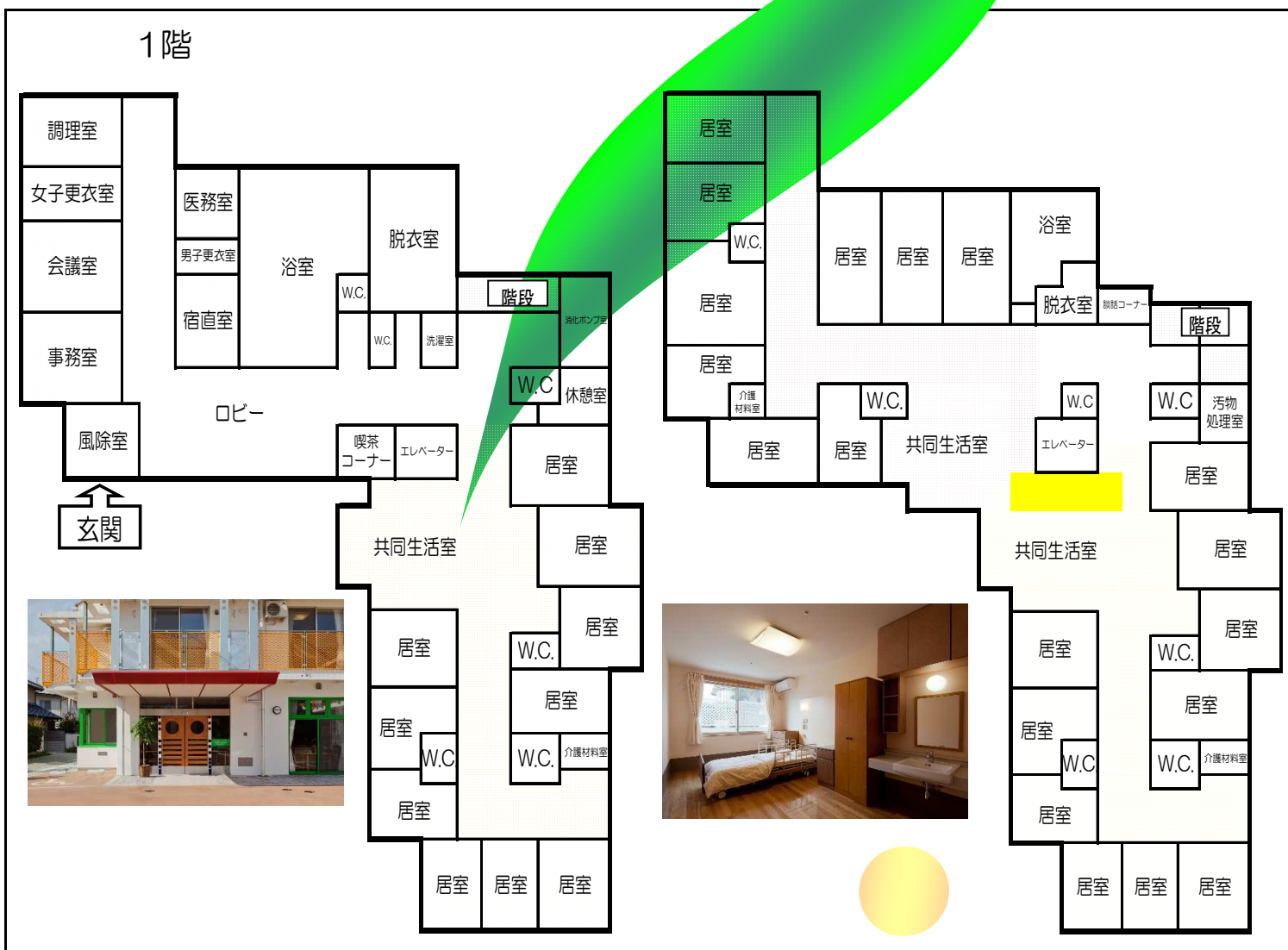
- ◆入所サービス（定員29名）
- ◆プライバシーに配慮した、全室個室の造りとなっています。10名程の家庭的な雰囲気ユニットで、ゆったりとした時間を過ごして頂きます。
- ◆「その人らしい生活」が営まれるよう、生活全般の支援を行います。

《入所資格》

- ①堺市の介護保険被保険者の方
- ②要介護度3以上の認定を受けている方
- ※①②いずれの条件も満たした方になります。



《施設概略》



長期入所サービス 月額料金表

①市民税非課税世帯で食費・居住費の減免の対象の方で、高額介護サービス費が適用される場合のお値段

所得区分	介護保険自己負担金	居住費	食費	日常生活費	合計金額
第1段階	15,000円	24,600円 (820円)	9,000円 (300円)	8,700円 (290円)	57,300円
第2段階※	15,000円	24,600円 (820円)	11,700円 (390円)		60,000円
第3段階	24,600円	39,300円 (1,310円)	19,500円 (650円)		92,100円

※ 但し、遺族年金や障害年金等非課税年金を受給されている方で、それらを含めると所得が年間80万円を超える場合は、居住費及び食費が第3段階の金額となります。(月額合計 82,500円)

②市民税非課税世帯の方で、食費・居住費の減額の対象とならない、高額介護サービス費が適用される場合のお値段

所得区分	介護保険自己負担金	居住費	食費	日常生活費	合計金額
第1段階	15,000円	90,000円 (3,000円)	46,500円 (1,550円)	8,700円 (290円)	160,200円
第2段階	15,000円				160,200円
第3段階	24,600円				169,800円

③市民税課税世帯で、介護保険負担割合証が1割の方のお値段

要介護区分	介護保険自己負担金	居住費	食費	日常生活費	合計金額
要介護度3	31,066円	90,000円 (3,000円)	46,500円 (1,550円)	8,700円 (290円)	176,266円
要介護度4	33,308円				178,508円
要介護度5	35,548円				180,748円

④市民税課税世帯で、介護保険負担割合証が2割の方のお値段

所得区分	介護保険自己負担金	居住費	食費	日常生活費	合計金額
第4段階	44,400円	90,000円 (3,000円)	46,500円 (1,550円)	8,700円 (290円)	189,600円

※介護保険法の改正に伴い、平成29年8月1日から、高額介護（予防）サービス費の負担上限額が見直され、市町村民税が課税世帯の方の月額上限額が37,200円から44,400円に変更されました。

※()内は日額料金 ※上記金額には、個別機能訓練加算、看護体制加算、夜勤職員配置加算、日常生活継続支援加算、栄養マネジメント加算の所定単位数及び介護職員処遇改善加算（合計単位数の8.3%）の自己負担額を含んでいます。※上記金額は一ヶ月30日の場合の料金となっています。

※（参考）利用者負担段階

利用者負担段階	対象者
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方
第2段階	・世帯の全員の方が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金など収入額の合計が年間80万円以下の方
第3段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方
第4段階	・上記以外の方